

神奈川県私立幼稚園連合会 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件についてFAQ (R5.10.26)

当連合会によくあるお問い合わせを記載していますが、申請先の自治体により取扱いが異なることがありますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。また、内閣府のホームページに処遇改善加算Ⅱに関するFAQが掲載されておりますのでそちらもご確認ください。



<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html> こちらのQRコードからもアクセスできます。↑

	問合せ内容	県連からの回答
1	何時間の研修を受けたらよいのかわかりません。 また、どの研修を受けたら良いのでしょうか。	A区分（4万円対象）の方は、令和4年度末までに15時間以上、令和5年度末までに30時間以上、令和6年度末までに45時間以上、令和7年度末までに60時間を受講し終える必要があります。 B区分（5000円以上A区分の最低額未満）の方は、令和5年度末までに15時間を受講し終える必要があります。 また、A区分の方の中には「マネジメント分野該当」の研修を受ける必要がある場合がありますので、各自治体にご確認ください。
2	「〇〇〇〇」の研修会はキャリアアップ研修（処遇改善等加算Ⅱ対象の研修）でしょうか。	神奈川県内の幼稚園・認定こども園に勤務の方は、研修の内容に関わらず、次の団体が実施した研修を受講し、研修実施主体が発行する修了証など受講したことを実施主体が証明しているものを所持していれば、キャリアアップ研修としての受講が認められます。 1 一般財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 当該実施団体に加盟している各都道府県・政令市・中核市幼稚園団体を含む。 2 日本カトリック学校連合会 日本カトリック幼保連盟 当該実施団体に加盟している地区団体を含む。 3 公益財団法人 幼少年教育研究所 4 公益社団法人 日本幼年教育会 5 公益社団法人 全国認定こども園研修研究機構

		<p>6 特定非営利活動法人 全国認定こども園協会 7 認定こども園連盟 当該実施団体に加盟している支部団体を含む。 8 株式会社フレーベル館 令和5年3月1日時点</p> <p>※幼稚園ナビで研修会受付を行い、研修スタンプが発行された研修はキャリアアップ研修（処遇改善等加算Ⅱ）の対象です。</p> <p>※処遇改善等加算Ⅱの支給要件となる研修会をキャリアアップ研修と呼んでいます。その中で「マネジメント分野該当」研修会があります。マネジメント分野 15 時間の研修修了要件が必要な方は、マネジメント分野該当の研修会を受講ください。</p>
3	<p>2018 年度に神奈川県私立幼稚園連合会が開催したキャリアアップ研修を受講しました。研修会当日に受け取った研修スタンプに氏名が記載されておらず、「マネジメント分野該当」という記載もないが、マネジメント分野として認めてもらえますか？</p>	<p>承認の可否は各自治体によります。 2018 年度は幼稚園ナビシステムを使用していないので、研修スタンプを受講票と引き換えに手渡して出席者にお渡ししました。このため、個人の氏名の印字はされておりません。研修ハンドブックや当連合会のホームページに掲載している「県連・各協会 研修開催履歴一覧～平成 30 年度」と一緒に各自治体に提出してください。 なお、「マネジメント分野該当」の記載については、上記「県連・各協会 研修開催履歴一覧～平成 30 年度」の研修会名に「マネジメント」と記載しています。</p>
4	<p>専門リーダーや若手リーダーが「マネジメント分野に係る研修」を受講した場合、それぞれ必要とされている 60 時間、15 時間に含めることができるということで間違いないでしょうか。あるいは、「マネジメント分野に係る研修」以外の研修で 60 時間、15 時間の受講が必要になるのでしょうか。</p>	<p>全日本幼児教育研究機構（当連合会及び下部協会を含む）が実施主体の研修については、マネジメント分野に係る研修であっても、それぞれ必要とされている 60 時間、15 時間の対象となります。</p>

5	研修会の修了証を出したいのですが、幼稚園ナビのどこから出せますか？	<p>幼稚園ナビを通して申し込みをした研修については、処遇改善等加算Ⅱの研修受講証明として提出するのは「修了証」ではなく、幼稚園ナビで出力可能な『研修受講歴一覧（様式2-1及び2-2）』と『研修スタンプ』です。研修スタンプの出力方法は、幼稚園ナビのホームに掲載されているマニュアル、または当連合会ホームページ→会員の方→資料室にも掲載しております。</p> <p>※「研修スタンプ」が証明となることは、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構を通して文部科学省の確認を得ております。</p>
6	過去に県外で勤務していた際に受けた研修会も認められますか？	<p>その研修の実施団体がその都道府県の実施主体の認定を受けている団体である場合、受講証明となる受講証や修了証等があれば認められると考えられます。但し、申請する自治体の判断によりますので、各自治体にお問い合わせください。</p> <p>過去に勤務した園が幼稚園ナビを利用している園であれば、他県の園であってもナビで研修履歴は引き継がれます。</p>
7	過去に受けた研修会の研修スタンプを再発行してもらえますか？	<p>幼稚園ナビのシステム運用前の研修会については、当日、受付にて出席を確認して直接手渡しでスタンプを渡した（押した）ものです。したがって、現在では出席確認ができないため、再発行はできません。ご了承ください。</p>
8	必要時間数以上のキャリアアップ研修を受講した次の月から処遇改善等加算Ⅱの対象者となりますか？	<p>加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件通知に定める研修を修了する必要があります。</p> <p>従って、4月から処遇改善等加算Ⅱの支給対象となる方は、その前年度3月末までに必要な時間数以上の研修を受講し、研修スタンプ等が発行されている必要があります。</p> <p>一方、年度当初には必要な時間数を満たしていない方が処遇改善等加算Ⅱの支給対象者となるのは、研修の研修スタンプ等が発行された次の月となります。</p> <p>研修を受講しただけでは修了したとはみなされません。詳しくは、申請する自治体にご確認ください。</p>

9	幼稚園または認定こども園の場合、「旧免許状更新講習」は何時間分としてカウントされるのか。「更新講習修了確認証明書」で確認する場合、個々の講習の講習日や時間、講師等の証明書類も必要なのか。	神奈川県で修了要件の確認を行っている自治体（政令・中核市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市及び山北町以外）は一律 30 時間認められ、「更新講習修了確認証明書」による確認の場合は、個々の講習の講習日等の証明書類は不要とされています。市町村で取扱いの異なる可能性がありますので、詳細は各自治体にご確認ください。
10	研修名、講義名・テーマ、研修講師名、講師肩書など、不明な場合はどうしたらよいですか？	県連及び地区協会が実施した研修については、詳細が確認できる範囲で研修実績一覧を作成し、当連合会ホームページ（会員の方→資料室）に掲載しております。そちらを参照して不明な点を補ってください。 一覧がなく、当時の案内やテキスト等もない場合の扱いについては、申請する自治体にご相談ください。
11	幼稚園ナビより出力した「処遇改善等加算Ⅱ研修受講歴一覧」には、平成 30 年以前の研修や他団体等の研修は記載されないが、どうすればいいのか？	平成30年度以前（ナビ導入以前）の研修履歴については、研修スタンプがお手元であり、当連合会のホームページに掲載している「県連・各協会 研修開催履歴一覧～平成30年度」等で内容の確認ができるものに限って、受講履歴として認められると考えられます。また、他団体の研修については、神奈川県が「研修実施団体」として認めた団体の研修であり、修了証などがお手元であれば、同様です。 ご注意いただきたい点としては、幼稚園ナビの「職員一覧」ページには各職員の「研修履歴」ボタンがあり、それを開くとページ上に「個人管理研修履歴の入力」があります。しかし、こちらに各自で研修履歴を入力しても、現システムの仕様上、ナビより出力できる「処遇改善等加算Ⅱ研修受講歴一覧」には反映されません。ナビ導入以前や他団体等の研修履歴を追記する場合は、出力済みのエクセルファイルの様式2-1に追記してください。
12	受講履歴の確認について、全日本幼児教育研究機構主催（当連合会も含む）の研修は、各受講者ごとに、受講管理を行っている「幼稚園ナビ」から受講履歴の一覧が出力でき、当該一覧の提出をもって足りるとの話を上記機構から聞いている。幼稚園ナビから出力し	神奈川県で修了要件の確認を行っている場合は、修了証や受講時間数がわかるものの提出がない場合は、ハンドブック等受講したことがわかるものを提出いただきたい旨をご案内しており、幼稚園ナビから出力した受講履歴一覧をご提出いただいた場合は追加で PDF を求めず、一覧で確認をしております。

	<p>た受講履歴一覧があれば、研修スタンプを押印してある研修ハンドブックの該当ページのPDF・コピー等は必要ないということでしょうか？</p>	
13	<p>自治体より研修要件を満たしているとの確認を一度受けた職員に対して、確認済み証のようなものを発行することはできないか。教員が他県等に転職する場合には教員のキャリアとして提示でき、園としても、若手⇒中核となった場合は、プラスで必要なものを提出することで足りるようになるので、ぜひ、発行してほしい。</p>	<p>様式2-1は個人ごとに分かれており、神奈川県で修了要件の確認を行っている場合は、県が修了証を確認した日付を入れており※、一度提出した研修は再提出いただく必要がないようになっておりますので、そちらをご活用ください。</p> <p>※別紙（様式2-1）の確認欄に県が確認日を追記したものを市町村から各園に通知するよう県から市町村に依頼されています。</p>

（上記1～13について、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課（保育・待機児童対策グループ）に確認済み）

様式2-1

職員別研修受講歴一覧（幼稚園及び認定こども園）

市町村名	
施設・事業所名	
氏名	
職位・役職	

No.	実施主体	研修名	講義名・テーマ	研修分野	受講時間	研修講師名	研修講師肩書	受講日	確認欄
例1	〇〇大学	幼稚園教諭免許状更新講習	〇〇	幼児教育	6時間	〇〇 〇〇	〇〇	R1. 6. 1	R5.6.1
例2	〇〇園	園内研修	〇〇	幼児教育	4時間	〇〇 〇〇	〇〇	R2. 7. 1	R5.6.1
例3	〇〇協会	〇〇セミナー	〇〇	マネジメント	6時間	〇〇 〇〇	〇〇	R3. 7. 1	R5.6.1
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									

※研修を修了していることの証明の写しを添付すること。